川崎市育成会手をむすぶ親の会　幸支部

幸通信No.26

発行日　令和２年　６月１日

新型コロナウイルスの感染拡大で、親の会の活動も、予定されていた多くの行事が、中止や変更になってしまいました。

「幸通信№２６」の発行も遅れてしまい、申し訳ありません。

こまめな手洗いとうがいを欠かさず、バランスの良い食事と十分な睡眠をとって、上手にストレスを解消しながら免疫力を下げないように生活していけるとよいですね。

一日も早く収束ではなく、終息がくるように祈ります。

（幸支部役員一同）

「幸支部新年会」（報告）

２月３日（月）幸支部新年会をさいわい健康福祉プラザにて開催しました。

当会からは、美和会長、吉野副会長、加藤書記、藤巻事務局長が参加してくださいました。また、みまもり支援センター障害支援係の高橋係長と、さいわい基幹相談支援センター相談支援専門員の小川さんのお二人をお招きして、高橋係長には昨年の台風１５号の際の幸区の被災や避難状況を、小川さんには「相談支援について」お話ししていただきました。

高橋係長のお話では、幸区における障害者の避難状況は、特にご報告するような事例はなかったとのことでしたが、他の支部では、ご自宅が浸水被害にあわれた方もいらっしゃると伺いました。河川から離れているご自宅にマンホールから溢れ出た水が突然入ってきたり、若干土地が低い（坂というほどもない）場所へ水が流れこんできたりといった、予想がつかない状況での浸水だったそうです。あの時は、風が強く我が家の近くでも木が根元から倒れるなど、想像を超えるものでした。体験してみて知る困難は、教訓として次の備えにしっかり活かしていくことが大事だと強く思いました。

高橋係長　小川相談支援専門員

また、さいわい基幹相談支援センターの小川さんからは、1. 相談支援とは？ 2. 幸区における相談支援体制 3. 最近の相談内容の傾向、具体的な相談支援例…と、資料やパンフレットを使って丁寧に説明をしてくださり、相談支援について深く学ぶことができました。

そして、当会のホームページにもある『あんしんノート』についても取りあげていただき、「これはご本人を知り理解するための貴重な資料となる。」「内容も詳しく記入でき、普段の生活の背景も知ることができる。たとえば、行きつけの床屋さんなども記入してもらえるといいと思う。」など、いざという時の『あんしんノート』の重要性に

ついてだけでなく、「コミュニケーションをとるのが難しい方には、意思決定支援の参考になる。」とも話され、「是非、有効活用してほしい。」と勧めてくださいました。

昨年新しく改訂された『あんしんノート』は、当会ホームページより印刷して使用していただくことができますので、是非、ご利用ください。

参加された皆様からは近況報告と自己紹介をしていただき、昼食の後は幸支部恒例のビンゴゲーム大会が行われ、景品をゲットするべく大いに盛り上がりました。

お天気も良く、明るく暖かい会場で和やかに新年会が開催され、楽しく充実したひと時を過ごすことができました。

ご参加いただきました１６名の皆様、ありがとうございました。今回、参加がむずかしかった皆様も、次回は、是非、足を運んでみてください。よろしくお願いいたします。

（三浦　ひろみ）

「自筆証書遺言書保管制度」について

先日、「老老介護」ならぬ、「老老相続」という言葉を目にしました。これは、被相続人が８０歳代で相続人が６０歳代というような、高齢化社会ならではの「相続」を指す言葉だそうです。また、財務省の資料によると、このような年代の相続が増えていて、若い世代、特に子育てをしている３０歳代にお金が回らず、教育にかける費用の差から教育格差が生まれているとの捉え方をしているようです。

さて、話を「老老相続」に戻します。高齢（８０歳代）で子どもがいないご夫婦で、すでに一方が亡くなられている方が亡くなると、相続の優先順位に従って相続人を確定しますが、その方の兄弟姉妹が相続人になることが多くなります。その場合、兄弟姉妹も高齢であるだけでなく連絡を密に取り合っている間柄でないと、どこに住んでいるのか、名前さえもわからないということもあるそうです。こうなると、相続人の確定が難しい「老老相続」になってしまうのだそうです。また、相続手続きの途中で相続人が亡くなることもあり、この場合には、次の相続の権利のある人に引き継ぐ「数次相続」という形になります。

このような相続に関するトラブルと課題の緩和のために、平成３０年７月に相続法が改正されました。改正の主な内容は４つありますが、その中の一つが、今年の７月１０日（金）より始まる、法務局（遺言書保管所）で「遺言」を預かる「自筆証書遺言書保管制度」です。この制度は、全国の法務局（本局・支局）で自筆による遺言書を保管してくれるというもので、遺言の内容の相談はできませんが、遺言者本人が事前に作成した遺言書と、申請書、添付書面を用意して、遺言書保管所に来庁して手続きを行います。この制度の最も良い点は、これまで「自筆遺言書」の場合には、遺言書として成り立っているのか、遺言の執行に支障がないかなどについて、家庭裁判所で検認してもらわなければなりませんでしたが、その必要がなくなったことだと思います。

「遺言なんて」と思わずに、これを機会に「相続」について考えてみるのもよいのでは？と、思います。

《法務省民事局のホームページより》

法務局における自筆証書遺言書保管制度周知用チラシ

法務局における遺言書の保管等に関する法律関係手数料令

《財務省のホームページより》

https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen18kai2.pdf

（仁尾　智都子）

幸のほっと♥スポット　File２１　幸ぷち花めぐり

今年は、新型コロナウイルスの脅威のせいで、思いがけない巣ごもりの日が続きました。私達の子ども達は、環境の変化の苦手なタイプも多く、外出もままならない状況には、皆さんもいろいろとご苦労されたことと思います。そこで、今回は紙上の幸区内お花見です。いまだになかなか先の見えない日々ですが、せめてほんの少しでもほっとしていただければ幸いです。

クリスマスローズ
３月 17 日　幸区役所

藤　４月 10 日　河原町団地

ミモザ　３月５日
鹿島田 CO ワーキングカフェ

オオデマリ　４月 16 日　西口通り

デージー　３月 25 日
戸手小学校

菜の花　３月 16 日
さいわいふるさと公園

ツツジ４月 25 日　府中街道

ハナミズキ　４月 24 日
女躰神社前

※今回の取材に際しては、送迎の行き帰り、あるいは区役所等への必要な外出の折に、３密を避け、ソーシャルディスタンスに配慮して、無理のない範囲で撮影しました。（髙山　君子）

～ 令和２年度　幸支部　担当 のお知らせ ～

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会幸区支部（※）常任委員会委員		高井　美恵子 令和３年５月３１日まで
地域福祉計画推進会議　市民活動コーナー	令和２年度	髙山　君子
障害者（児）相談員	令和２年度３年度	仁尾　智都子
【川崎市育成会手をむすぶ親の会　担当】		
会計補佐	令和２年度	三浦　ひろみ
幸支部 支部長　余暇活動委員会	令和２年度	角田　三津子
研修事業推進委員会	令和２年度	三浦　ひろみ
広報委員会	令和２年度	髙山　君子
〃	〃	仁尾　智都子
権利擁護委員会	令和２年度	仁尾　智都子

※《川崎市社会福祉協議会ホームページより》

令和２年４月１日に、川崎市社会福祉協議会と市内７区の区社会福祉協議会が合併し、一つの社会福祉法人となりました。

市社協は存続法人として区社協の権利義務の一切を承継し、各区社協は、支部として引き続きこれまでの事業を継続しつつ、ひとつの社会福祉法人として、社協らしい地域包括ケアシステムの構築に向け、さらなる地域福祉の推進に努めてまいります。

とのことで、４月１日より組織が変わりました。これに伴い、理事は常任委員会に、評議員は運営協議会となり、より地域に根差した運営を行っていくそうです。

夢こんさぁと 令和2年度カレンダー

開場：１１時３０分　開演：１２時０５分　終演：１２時４５分

~~令和2年7月１６日（木）~~ 中止	日吉合同庁舎 タウンホールやまぶき	唄・三線 （増田めぐみ&石井清貴）
令和2年9月１７日（木）	幸市民館大会議室	オーボエ・クラリネット・ファゴット （ 木管三重奏団エミリ ）
令和2年１０月１５日（木）	幸市民館大会議室	声楽・ピアノ （ テノール前川健生・ピアノ赤松美紀 ）
令和2年１１月１９日（木）	幸市民館大会議室	フルート・ハープ （メルフィーユ）
令和2年１２月１７日（木）	幸市民館大会議室	マリンバ・パーカッション （Hopscooootch!）
令和3年２月１８日（木）	日吉合同庁舎 タウンホールやまぶき	ギター （ レオナルド・ブラーボ ）
令和3年3月１８日（木） （令和２年４月１６日 延期公演）	日吉合同庁舎 タウンホールやまぶき	笙・オーボエ （ Oriental-Occident ）